

## 医療法人和光会 川島病院 診療等に関する管理規程

令和4年4月1日制定

### 第1条(趣旨)

この規程は、医療法人和光会が運営する川島病院(以下「病院」という。)における診療およびこれに付随する各種事項について必要な事柄を定める。

### 第2条(範囲)

この規程において「病院」とは物的人的要素を含む組織としての概念であり、前者については、川島病院の事業の用に供する施設(建物及びその敷地、駐車場ならびに病院付帯設備を含む。)を指し、後者については、医師、看護師、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、病院事務職員等(以下これらを総称して「医療提供者」という。)の総体を指すものである。

### 第3条(外来診療時間、受付時間および休診日)

病院における外来診療時間ならびに受付時間(24時間表記)については、他に特別な定めがあるときを除き、原則、次のとおりとする。

- |                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| (1) 午前診療(月曜日 ~ 土曜日。ただし、水曜日を除く。) | 9:00 ~ 12:00  |
| ( 受付時間)                         | 8:30 ~        |
| (2) 午後診療(月曜日 ~ 金曜日。ただし、水曜日を除く。) | 16:00 ~ 19:00 |
| ( 受付時間)                         | 15:30 ~       |
- 2 病院における外来診療については、他に特別な定めがある場合を除き、次の日を休診日もしくは休診時間とする。
- ①水曜日、日曜日
  - ②国民の祝日に関する法律に定める日(以下「祝日」という。)
  - ③年末年始(12月30日から1月3日まで)
  - ④土曜日午後
- 3 前二項にかかわらず、緊急を要する場合には可能な範囲で対処する。ただし、そのときの状況により対処が困難な場合はこの限りでない。
- なお、原則と異なる外来診療時間となるときは、事前に院内掲示等をもって告知する。

### 第4条(面会)

入院患者に対する面会時間は、他に特別な定めがある場合を除き、13:30~19:00とする。

- 2 ただし、緊急の所用があるときは、医師の許可を得て面会することができる。この場

合、面会時間等について条件が付される場合がある。

- 3 面会については、所管スタッフステーションにて面会申込をするものとする。この場合患者容態等に照らし、面会を認めない、あるいは面会人数、面会時間等について条件を付する場合がある。
- 4 感染症の蔓延対策等の理由をもって、一般的に面会を認めない、あるいは面会人数面会時間等について条件を付する場合がある。
- 5 面会に際し、大声を出したり、ご子息ご子女等が騒ぐなど、他の患者への迷惑行為が認められるときは、面会の打切、病院からの退出を求めることがある。
- 6 面会に関する規程は、配偶者その他の家族、友人その他の家族以外の者、すべてに共通して適用する。

#### 第5条(付添)

配偶者その他の者の付き添いは、原則、認めない。ただし、患者の容態等に照らし配偶者その他の家族の者が夜間の付き添いを希望したとき、これを例外的に許可する場合がある。

#### 第6条(支払等)

外来診療もしくは入院診療を受けた者は、会計窓口にて診療費その他の所定の診療料金を支払わなければならない。

- 2 入院患者に際しては、連帯保証人を求める。
- 3 外来診療に際しては、事情によって連帯保証人を求めることがある。

#### 第7条(病院職員＝医療提供者＝の責務、協力義務)

病院職員は、患者の人格を尊重し、かつ、他の医療提供者と相協力し、患者が療養に専念できるよう務め、自らの職責を果す。

- 2 病院職員は、病院の運営、管理に必要な事項について、積極的に協力する。

#### 第8条(災害対策)

病院職員は、病院の放火、安全、衛生等に万全を期するため、常に職場環境の施設、設備等について注意を払うものとする。

#### 第9条(患者の権利と義務)

患者は、次に掲げる事項を理解し、療養に努めなければならない。

- ① 人格を尊重され、医療提供者との相互協力の下に、良質な医療を公平に受けることができること
- ② 病気や治療などについて、十分な説明を受けることができること

- ③治療法や検査等について、自らの意思で選択し決定することができること
- ④診療に際し、提供もしくは取得された個人情報を守られること
- ⑤一定の手続きの下に、自らの診療記録の開示を求めることができること
- ⑥診断や治療等に関し、自由に他の医師や医療機関の意見(セカンドオピニオン)を  
求めることができること
- ⑦良質な医療を実現するために、医療提供者の指導に従う義務があること
- ⑧良質な医療を実現するために、医療提供者に対し、自らの体調に関する情報を、で  
きるだけ具体的かつ正確に提供する義務があること
- ⑨医療に関する説明を受け、よく理解できなかつたことについては、理解できるまで質  
問する責務があること
- ⑩すべての患者が適切な医療を受けられるようにするため、患者(家族や関係者を含  
む)には、他の患者の治療や病院職員による医療提供に支障を与えないよう配慮す  
べき義務があること
- ⑪患者(家族や関係者を含む)は、他の患者や医療提供者の人格や価値観を尊重す  
る責務があること

#### 第10条(禁止事項)

何人も、病院内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- ①診療行為およびこれに付随する行為を妨げること
- ②粗野もしくは乱暴な言動を用い、または大声を出し、あるいはテレビ等の音を大きく  
出して、他人に迷惑をかけること
- ③病院の建物、付属施設、工作物、立木その他、病院施設もしくは設備を毀損もしく  
は汚損あるいはこれらに類する行為をすること
- ④可燃物、爆発物および刃物等を持ち込んだり、火災その他危険を生じさせるおそ  
れのある物品の持ち込み、もしくはこれらに類する行為をしようとする事
- ⑤許可なく、立入禁止区域に立ち入ること
- ⑥病院敷地内において飲酒や喫煙もしくは病院長が禁じた行為をすること
- ⑦使用禁止区域で携帯電話その他の無線設備あるいは電子機器を使用すること
- ⑧指定場所以外の場所に駐車もしくは駐輪すること
- ⑨許可なく、病院内を撮影もしくは録音すること(被写体、媒体のいかんを問わない)
- ⑩セクハラもしくはこれに準ずる行為に及ぶこと
- ⑪病院の規則、指示に従わない行為をすること
- ⑫上記各号に掲げるものの外、病院運営に障害となるような行為をすること

2 病院長は、前項各号に掲げる行為をするおそれがある者に対し、必要な警告を発す  
ることができる。

- 3 病院長は、第1項各号に掲げる行為を行った者に対し、危険物その他の物品の撤去もしくは禁止行為の排除、その他病院の安全確保のための必要な措置を命じ、あるいは病院内からの即時撤去を命じることができる。

#### 第11条(診療または入院の終了、拒否)

病院長は、次の各号に該当する事由が生じたときは、患者の診療または入院を拒み、もしくは外来診療の終了を告知し、あるいは患者またはその関係者に対して、退院もしくは病院からの退去を命じることができる。

- ①診療または入院の必要を認めないとき
- ②入院患者が収容定員に達したとき
- ③この全規程に違反した行動をとったとき
- ④その他、診療の終了もしくは入院の拒否をすることもやむを得ないとする事情があると病院長が認めるとき

#### 第12条(損害賠償)

何人も、故意または過失によって、病院の設備もしくは医療機器、薬剤その他の医療用資材を損傷し、または滅失等させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、病院長が特別な事情があると認めるときはこれを減免することができる。

#### 第13条(細則)

この規程に定めるもののほか、病院管理に必要な事項は病院長が別に細則をもって定める。

#### 附則

- 1 この規程は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程は前項の施行日前から病院に入院している者もしくは外来診療を受診している者ならびにその関係者についても適用する。